



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 259 和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (技術調査課)..... 1
- 260 和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ()..... 4
- 261 和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学校）GIGAスクール用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 6

○ 公告

- 入札公告 (技術調査課)..... 9
- 〃 ()..... 12
- 〃 (教育委員会)..... 15

告 示

和歌山県告示第259号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和7年度和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和7年度和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員（代表を含む。以下同じ。）のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、令和7年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理、ソフトウェア開発のいずれかの資格を有するものであること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（ス）までに掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）アプリケーションエンジニア

（シ）システム監査技術者

（ス）システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員登録において主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受けて、これを維持している者

- (4) 入札公告の日から過去5年の間に、同種の情報処理分野に関する役務の提供について都道府県、政令指定都市又は国（公団等民間企業を含む。）への事業実績があり、そのうち一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の電子入札コアシステムを利用したシステムの構築又は1年以上の保守運用の経験を有する者で、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (5) 電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員又は賛助会員であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (6) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に要件を満たすことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

セ 2の（5）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ 2の（6）に掲げる資格審査調書

タ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって (1) のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和7年4月4日（金）から同月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月7日（月）午前9時から同月18日（金）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年4月7日（月）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、令和7年4月25日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和7年5月9日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、令和7年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理及びソフトウェア開発のいずれかの資格を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（ス）までに掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

- (ア) ITストラテジスト
- (イ) システムアーキテクト
- (ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト
- (エ) ITサービスマネージャ
- (オ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）
- (キ) プロジェクトマネージャ
- (ク) ネットワークスペシャリスト
- (ケ) データベーススペシャリスト
- (コ) システムアナリスト
- (サ) アプリケーションエンジニア
- (シ) システム監査技術者
- (ス) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

- (4) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と同種の情報処理分野に関する役務の提供について都道府県、政令指定都市又は国（公団等民間企業を含む。）への事業実績があり、そのうち公共工事に係る設計積算システム構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上の保守運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる資格を証明する書類の写し

シ 2の（3）に掲げる資格、認定等を証明する書類の写し

ス 2の（4）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

セ 作業実施計画書

ソ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写

しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」及び「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア等保守」のいずれかに登載されている者は、要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、ケ、コ、シ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は令和7年4月4日（金）から同月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月7日（月）午前9時から同月18日（金）午後5時までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対し書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年4月7日（月）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和7年4月25日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和7年5月9日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第261号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）GIGAスクール用コンピュータ貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）GIGAスクール用コンピュータ貸借業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和7年4月4日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（9）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（10）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含

む。)の全税目に未納がないこと。

(9) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(10) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びコの書類については代表者が、ケの書類については2の(10)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからクまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 役員調書

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））

ケ 2の(10)の要件を満たすことを証する書類の写し

コ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって(1)のウからキまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和7年4月4日（金）から同年5月13日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和7年4月4日（金）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局教育政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和7年4月4日（金）から同月23日（水）の県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和7年4月23日（水）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和7年5月13日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は簡易書留により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

令和7年度和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和7年度から令和12年度まで
- (2) 業務の名称
令和7年度和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課（以下「技術調査課」という。）
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和13年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和7年和歌山県告示第259号に規定する令和7年度和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

技術調査課

(2) 期間

令和7年4月4日（金）から同年5月14日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和7年4月4日（金）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和7年4月7日（月）午前9時から同月18日（金）午後5時30分までの間に技術調査課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

防災対策室D

イ 入札日時

令和7年5月15日（木）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和7年5月15日（木）午前9時30分までに技術調査課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に記載する金額は、月額とすること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額に60を乗じて得た額の100分の5以上

の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（落札価格に60を乗じて得た額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、技術調査課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased :

Integrated support system of public construction
(Construction clerical work management system etc.)

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 15 May 2025 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 15 May 2025)

(3) Contact point for the notice :

Engineering Affair Research Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-3081
FAX 073-428-1810
e-mail e0811003@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和12年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務

(3) 業務の内容

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務の期間

契約締結日から令和13年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年和歌山県告示第260号に規定する和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）提供業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 期間

令和7年4月4日（金）から同年5月14日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和7年4月4日（金）から同月18日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問のある者は、令和7年4月7日（月）から同月18日（金）午後5時までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階 防災対策室D

イ 入札日時

令和7年5月15日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和7年5月14日（水）午後5時までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書

に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けたものが契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to be purchased:

Integrated support system of public construction

(Design multiplication System)

(2) Time limit for tender:

2:00 p.m. 15 May 2025 (Deadline for bids submitted by mail: 5:00 p.m. 14 May 2025)

(3) Contact point for the notice:

Engineering Affair Research Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3083

FAX 073-428-1810

e-mail e0811002@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）GIGAスクール用コンピュータ賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年4月4日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和7年度から令和12年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）GIGAスクール用コンピュータ賃貸借業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和7年和歌山県告示第261号に規定する和歌山県立中学校及び特別支援学校（小・中学部）GIGAスクール用コンピュータ賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

(2) 期間

令和7年4月4日（金）から同年5月13日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、令和7年4月4日（金）から同月17日（木）までの午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局教育政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県民文化会館 102会議室

和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 入札日時

令和7年5月14日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和7年5月13日（火）午後5時30分までに和歌山県教育庁教育総務局教育政策課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付

しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総教育政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局教育政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Installation, leasing, and maintenance of computers for Wakayama Prefectural Junior High School and Wakayama Prefectural Special Support School (Elementary and Junior High Departments), 1 set.

(2) Time limit for tender :

May 14, 2025, at 2:00 PM (Deadline for submitting bids by mail: May 13, 2025, at 5:30 PM)

(3) Contact point for the notice :

Education Policy Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3648

FAX 073-432-4517

e-mail e5001006@pref.wakayama.lg.jp